
Platinum Card®

Regulations

規定集

- 旅行傷害保険補償規定
- 旅行傷害保険のお支払いに関して
- 海外旅行／航空便遅延費用
- キャンセル・プロテクション補償規定
- リターン・プロテクション規定
- ショッピング・プロテクション®補償規定
- ワランティアー・プラス及びホームウェア・プロテクション保証規定
- ゴルフ、スキー、テニス保険のお支払いに関して
- 個人賠償責任保険規定

プラチナ・カード®・アシスト規定



アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.
〒167-8001 東京都杉並区荻窪 4-30-16



Platinum Card®

旅行傷害保険補償規定

補償を受けられる人(被保険者)

この保険の補償を受けられるのは、カード会員ご本人様および配偶者様、カード会員と生計を共にするお子様・ご両親などの親族*となります。

補償内容や条件につきましては、基本カード会員様、家族カード会員様、また国内旅行と海外旅行とで異なりますのでご注意ください。

*親族とは、6親等以内の血族、3親等以内の姻族の方をいいます。

補償される場合

(国内旅行の場合)

国内を旅行中(※1)における、カードでチケットなどをご購入の公共交通乗用具(※2)に搭乗中の事故、ご予約の上、カードで宿泊料金をお支払いになる旨をお伝えになった宿泊施設での宿泊中の火災・爆発による事故、またはカードで購入された宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中の事故によって傷害を受けられた場合に補償されます。

(※1)旅行中とは

宿泊旅行の目的で、自宅を出発される前にホテル・旅館などの宿泊施設への予約を行った場合をいいます。ただし、日帰り旅行や宿泊施設に事前予約をされない場合でも、カードで公共交通乗用具のチケットをご購入いただいた場合、ご搭乗中の事故については、補償の対象になります。以下のような場合は旅行とはみなされません。

- ・通勤、通学中の事故
- ・日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故など

(※2)公共交通乗用具とは

国内旅行傷害保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。

(海外旅行の場合)

海外旅行を目的にご住居(日本国内)を出発されたときから、ご住居にお戻りになるまで(日本出国の前日から入国の翌日まで)の最長90日間補償されます。

※基本カード会員ご本人様の傷害死亡・後遺障害保険金額は最高1億円です。ご旅行前に日本国内にてプラチナ・カードで日本出入国のために時刻表に基づいて運行される国際航空機または国際船舶のチケットやパッケージツアーの料金をお支払いになられた場合(また、日本国内でのカードによる購入がなくても、出国後に海外で初めて時刻表に基づいて運行される被保険者の公共交通乗用具のチケットの料金をカードでお支払いになった場合も、その購入のときから上記補償期間終了までの間)に適用されます。前記条件を満たさない場合には、傷害死亡・後遺障害保険金額は最高5千万となります。

※家族カード会員ご本人様の傷害死亡・後遺障害保険金額は最高1億円です。ご旅行前に日本国内にてプラチナ・カードで日本出入国のために時刻表に基づいて運行される国際航空機または国際船舶のチケットやパッケージツアーの料金をお支払いになられた場合(また、日本国内でのカードによる購入がなくても、出国後に海外で初めて時刻表に基づいて運行される被保険者の公共交通乗用具のチケットの料金をカードでお支払いになった場合も、その購入のときから上記補償期間終了までの間)に適用されます。前記条件を満たさない場合には、補償が適用されませんのでご注意ください。

※会員の配偶者様、生計を共にするご親族の方は、他のカードの補償の有無にかかわらず、傷害死亡・後遺障害保険金額最高1千万円までとなります。

※当カードの「傷害死亡・後遺障害保険金」は、同様の保険が付帯された他のカードをお持ちの場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して支払われます。

※本内容は、概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款及び特約の規定に基づきます。

事故にあわれたら

※事故の日から遅滞なく下記通知先までご連絡ください。

<国内での事故通知先>

アメリカン・エキスプレス・保険ホットライン
0120-234586 (通話料無料/9:00~17:00/土日祝休)
(書類のご返送先/引受保険会社内)
〒163-0590
東京都新宿区西新宿1-26-2
新宿野村ビル内郵便局私書箱3020号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

旅行傷害保険の保険金の種類と保険金額に関して

保険金の種類	旅行代金 ^{※2} をカードで決済した場合				
	基本カード会員	基本カード会員 のご家族 ^{※1}	家族カード会員	家族カード会員 のご家族 ^{※1}	
国内旅行	傷害死亡・後遺障害保険金	最高1億円	最高1,000万円	最高1億円	最高1,000万円
	入院保険金	日額5,000円			
	手術保険金	最高20万円			
	通院保険金	日額3,000円			
海外旅行	傷害死亡・後遺障害保険金	最高1億円	最高1,000万円	最高1億円	最高1,000万円
	傷害治療費用保険金	最高1,000万円			
	疾病治療費用保険金	最高1,000万円			
	賠償責任保険金	最高5,000万円			
	携行品損害保険金 (免責金額3,000円/年間限度100万円)	1旅行中最高100万円			
	救護者費用保険金	保険期間中最高1,000万円			

保険金の種類	旅行代金 ^{※2} をカードで決済しない場合				
	基本カード会員	基本カード会員 のご家族 ^{※1}	家族カード会員	家族カード会員 のご家族 ^{※1}	
国内旅行	傷害死亡・後遺障害保険金	補償なし			
	入院保険金	補償なし			
	手術保険金	補償なし			
	通院保険金	補償なし			
海外旅行	傷害死亡・後遺障害保険金	最高5,000万円	最高1,000万円	補償なし	
	傷害治療費用保険金	最高1,000万円		補償なし	
	疾病治療費用保険金	最高1,000万円		補償なし	
	賠償責任保険金	最高5,000万円		補償なし	
	携行品損害保険金 (免責金額3,000円/年間限度100万円)	1旅行中最高100万円		補償なし	
	救護者費用保険金	保険期間中最高1,000万円		補償なし	

*1:ご家族とは、カード会員の配偶者、カード会員と生計を共にするお子様・ご両親などの親族をさします。親族とは6親等以内の血族、3親等以内の姻族の方をいいます。

*2:旅行代金とは、国内旅行の場合、公共交通乗用具、宿泊料金、宿泊を伴う募集型企画旅行(パッケージツアー)の料金をいいます。海外旅行の場合、日本出入国のために時刻表に基づいて運行される国際航空機または国際船舶のチケットやパッケージツアーの料金をいいます。

旅行傷害保険のお支払いに関して

(注)保険金額の詳細につきましては

「旅行傷害保険補償規定」(2ページ)にある「旅行傷害保険の保険金の種類と保険金額に関して」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
国内旅行	傷害死亡保険金	死亡保険金額金(注)死亡保険金額の	額を被保険者の法定相続人にお支払いします。金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払総額は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。
	傷害後遺障害保険金	後遺障害の程度傷害後遺障害保(注)ただし、保険	に応じて、後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。除金額×3~100%=傷害後遺障害保険金の額期間を通じて合算し傷害後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	事故の日からそこからご契約の入院状態の場合には	事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数につき、1日目の入院保険金額をお支払いします。自宅療養でも次のような入院に準ずる様態とみなし、入院保険金額をお支払いします。
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、その傷害の治療のために手術を受けた場合。	入院保険金額に同じで定めた倍率(10倍・20倍・40倍)を払いします。
海外旅行	通院保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の通院(往診を含みます)日数1日につき、1日目の通院額をお支払いします。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障が生じ、かつ通院した場合。	の日を含めて180日以内の通院(往診を含みます)日数1日につき、1日目の通院額としてご契約の通院保険金額をお支払いし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になる通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
	傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額金(注)死亡保険金の総額は傷
	傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度傷害後遺障害保(注)ただし、保険
	傷害治療費用保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害のため医師の治療を受けた場合。	1回の事故・病気の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)からその日を含めた金額を傷害・疾病治療費用保険金限度額の範囲内でお支払いします。
海外旅行補償の対象となる海外旅行の期間は最長90日となっております。	疾病治療費用保険金	①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合。ただし旅行終了後に発病した場合は旅行中に原因が発生したものに限りです。 ②海外旅行中に感染した以下の特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫病、ウエスタンイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓毒性出血熱、ハンタウイルス肺感染症、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症)のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始された場合。	①治療・入院費用 ②入院または通院のための交通費 ③入院により必須費用・身の回り品購入費(20万円を限度とします。ただし、費については15万円限度) ④治療を受けたとき、自己負担額として被保険者が医療機関で費用をお支払いし、自己負担額として被保険者が医療機関に直接支払う費用をおす。 (注2)海外で治療 ⑤治療を受けられ、健康保険・労災、保険などから支払いがなされ、直接支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の割合、その制度により被保険者が医療機関に直接支払うことができない部分はお支払いできません。 (注3)日本国内で被保険者が費用がある場合 (注4)お支払いを
	賠償責任保険金	海外旅行中に誤って他人を死傷させたり、他人の財物(レンタル業者から被保険者が賃借した旅行用品を含みます)を壊したため、法律上の賠償責任を負った場合。なお、会員が所有・使用または管理している物の損害に関する損害賠償責任はお支払いできませんが、以下の場合はお支払いします。 (イ)ホテルの客室ならびに客室内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ロ)住居など居住施設内の部屋ならびに部屋内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ハ)レンタル業者から契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品	1回の事故につき被った法律上(注)賠償金額の
海外旅行補償の対象となる海外旅行の期間は最長90日となっております。	携行品損害保険金	海外旅行中に被保険者が所有し携行する身の回り品(カメラ、宝石、衣類など)が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けた場合。 (注)現金、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、各種書類類、本、設計書、図案、帳簿その他これに準ずる物などは対象となります。	携行品1個または低い額をお年間の支払いの鉄道・船舶の乗は5万円、バス取得費用として付戻し再発給手お支払いします。 (注)1回の事故ご
	救護者費用(傷害や遭難時の出費)保険金	海外旅行中に①急激かつ偶然な外来の事故により遭難(行方不明を含みます)された場合。ただし被保険者の死亡が確認できた後に発生した費用は対象になりません。②傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または7日以上継続して入院された場合。③病状により死亡または7日以上継続した病状がもとで旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし旅行中に医師の治療を開始および継続して受けている場合に限りです。④発病し医師の治療を受けて1日以上継続して入院された場合。	現地に赴く、を救護者費用保険金の範囲内でお支払いします。現地とは、海外における事故発生地 ①捜索救助費用 ②現地および現地の救護者3名まで、1名および現地でまたは疾病治療

本規定の内容は2017年1月現在となります。

海外旅行／航空便遅延費用

保険の対象者（被保険者）は基本カード会員ご本人様および家族カード会員ご本人様となります。

保険金の種類	保険金を支払う場合(支払責任)	支払われる保険金(費用の範囲)	備考
乗継遅延費用保険金 (最高30,000円)	被保険者が航空便を乗り継ぐ場合において、乗り継ぎ地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便の遅延によって乗り継ぎ地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかったとき。	①ホテルなど客室料 乗り継ぎ地点において、出発便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなどの宿泊料 ②食事代 乗り継ぎ地点において、出発便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代金 1回の到着便の遅延について30,000円まで	●必要書類 a) 航空会社証明書 ・遅延時間記載があるもの b) ホテル客室料領収書原本 c) 食事代領収書原本
出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金 (最高30,000円)	被保険者が搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは連休または当該航空会社の搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生じ、当該航空便の出航予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空便を利用できないとき。	①食事代 出航地において、当該航空便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に負担した食事代 1回の出航遅延、欠航もしくは連休または搭乗不能について30,000円まで	●必要書類 a) 航空会社証明書 ・遅延時間記載があるもの ・欠航証明書、航空会社の受付業務のかしによる搭乗不能がわかるもの b) 食事代領収書原本
受託手荷物遅延費用保険金 (最高30,000円)	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時に当該航空会社が運搬を受託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。	①衣類購入費用 受託手荷物の中に、下着、寝間着など必要な衣類が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用 ※普段着とは違った利用形態をとったものは不可 ②生活必需品購入費用 受託手荷物の中に、洗面用具、剃刀、くしなどの生活必需品(上記の衣類を除く)が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの生活必需品を購入し、または貸与を受けた時の費用 ※メガネや時計・貴金属類などは対象外 1回の受託手荷物の遅延について30,000円まで	●必要書類 a) 航空会社証明書 ・受託手荷物の到着予定時間と実際に受託手荷物が到着した時間がわかるもの b) 衣類購入費領収書原本 c) 生活必需品購入領収書原本
受託手荷物紛失費用保険金 (最高60,000円)	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に、受託手荷物が予定した目的地に運搬されなかった場合に、当該受託手荷物は紛失したものと見なし、被保険者が予定した目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。	航空便が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した①、②の費用 ①衣類購入費用 ②生活必需品購入費用 1回の受託手荷物の紛失について60,000円まで ※受託手荷物遅延費用と受託手荷物紛失費用においてそれぞれに条件を満たした場合、お支払いする費用は両者の合算を限度額とします。 (6時間以上-30,000円 結果的に48時間以上-60,000円 合計90,000円)	●必要書類 a) 航空会社証明書 ・受託手荷物の到着予定時間と実際に受託手荷物が到着した時間がわかるもの b) 衣類購入費領収書原本 c) 生活必需品購入領収書原本

キャンセル・プロテクション補償規定

第1条(当会社の支払責任)

(1)当会社は、カード会員など^{(*)1}が、次のいずれかの事由(以下、この補償規定において「キャンセル事由」といいます。)に該当したことにより、第3条に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、カード会員などまたはそれらの法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。

- ① カード会員などまたはカード会員などの配偶者またはカード会員などの1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院
- ② カード会員などまたはカード会員などの配偶者またはカード会員などの子どもの傷害による通院
- ③ カード会員などの社外出張。ただし社外出張をする者が、勤務先の役員または個人事業主であるなど、自ら社外出張を出す権限をもつ者場合は含まれません。
- ④ カード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財が次に掲げる事由のいずれかによって損害^{(*)2}を受け、その損害の額^{(*)3}が100万円以上となった場合
ア 火災、落雷、破裂または爆発^{(*)4}
イ 風災^{(*)5}、水災^{(*)6}、ひょう災または雪災^{(*)7}
ウ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑤ カード会員などが裁判所の呼び出しにより、訴訟または調停の証人または評価人として裁判所に出席する場合
- ⑥ 海外の渡航先^{(*)8}において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合。
ア 地震もしくは噴火またはこれらによる津波^{(*)9}
イ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装犯濫その他これらに類似の事変、暴動^{(*)10}またはテロ行為^{(*)11}
ウ 運送・宿泊機関など^{(*)12}の事故または火災
エ 渡航先に対する退避勧告など^{(*)13}の発出^{(*)14}

(2)第1条に規定するカード会員などとカード会員など以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内にカード会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時においてカード会員などの配偶者であったものとみなします。

- (*)1 第2条に規定するカード会員または同行予定者をいいます。また、同行予定者とは、カード会員と同一のサービスを同時に参加予約したもので、カード会員に同行するものをいいます。配偶者はここでいう同行予定者に含まれません。
- (*)2 消防または避難に必要な処置によってカード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財について生じた損害を含みます。
- (*)3 損害が生じた地および時におけるカード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕しうる場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。
- (*)4 気体または上記の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*)5 台風、せん風、暴風または暴風などによるものをいいます。
- (*)6 台風、暴風、豪雨などによるこう水、融雪こう水、高潮または土砂くずれなどによるものをいいます。
- (*)7 豪雪またはなだれなどによるものをいいます。
- (*)8 カード会員などが訪れている海外の渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の海外の渡航先をいいます。以下この補償規定において同様とします。
- (*)9 対象となる地震は、マグニチュード8以上のものに限りします。
- (*)10 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下この補償規定において同様とします。
- (*)11 政治的、社会的、宗教もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体、個人またはこれと連帯する者^{(*)12}がその主義や主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下この補償規定において同様とします。
- (*)12 カード会員などが利用を予定している運送機関もしくは宿泊機関などをいいます。以下この補償規定で同様とします。
- (*)13 日本国政府が発出する「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」をいいます。
- (*)14 退避勧告など^{(*)13}が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。

第2条(カード会員の定義)

この補償規定におけるカード会員は、基本カード会員および家族カード会員とします。

第3条(特定のサービスの範囲)

第1条(当会社の支払責任)第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当し、その料金を当会社のプラチナ・カードにより支払ったものに限ります。

- ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ② 旅館、ホテルなどの宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③ 航空機、船舶、鉄道、自動車などによる旅客の輸送
- ④ 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤ 運動、教養などの趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥ 演劇、音楽、美術、映画などの公演、上映、展示、興行

第4条(キャンセル費用の範囲)

- (1)第1条(当会社の支払責任)第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。
- (2)前項のキャンセル費用は、カード会員などに対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、カード会員などがサービスの提供をうけられなくなった場合において、カード会員などに同行するカード会員などの配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- (3)第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、カード会員などに対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当会社が認める金額に限ります。
- (4)同行者のキャンセル費用については、旅券など客観的な資料でその同行者の氏名が確認できる場合に限り、同行予定者1名分までを補償します。

第5条(サービスの提供される時期と支払責任の関係)

- (1)当会社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合には、補償金を支払います。
 - ① 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、カード会員の死亡の場合には、この限りではありません。
 - ② 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
 - ③ 通院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した当日
 - ④ 社外出張がキャンセル事由である場合には、社外出張の開始日から社外出張の終了日まで
 - ⑤ 居住の建物またはこれに収容される家財に損害を受けたことがキャンセル事由である場合には、損害を受けた日からその日を含めて31日以内。
 - ⑥ 裁判所への出頭がキャンセル事由である場合には、出頭当日
- (2)第1条(当社の支払責任)(1)⑥がキャンセル事由である場合には、⑥の発生からその日を含めて31日以内。

- (3)当会社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、補償金を支払いません。
- (4)第3条(特定のサービスの範囲)のサービスのうち旅行に係るもので第1項に規定する期間内に旅行行程(旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。)が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後には当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

第6条(キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係)

- (1)当会社は、第1条(当会社の支払責任)第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
- (2)前項の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当会社は、補償金を支払いません。

第7条(キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係)

- (1)当会社は、次に定める期日以前にキャンセル事由の生じた原因が生じたためカード会員などまたはカード会員などの法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、補償金を支払いません。
 - ① キャンセル事由が第1条第1項第1号から2号に定める事由による場合は、その直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病が2007年2月28日もしくはカード会員になった日のいずれか遅い日以前。
 - ② 前項第1号の発病の認定は、医師の診断によります。

第8条(補償期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、以下の期日以降にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
- ① キャンセル事由が第1条第1項第1号から3号に定める事由による場合は、2007年3月1日以降
- ② キャンセル事由が第1条第1項第4号から6号に定める事由による場合は、2013年3月1日以降

第9条(補償金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、第1条(当会社の支払責任)第1項の特定のサービスが、カード会員などの職務遂行に関係するものである場合には、補償金を支払いません。
- (2) 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。
 - ① カード会員などの故意
 - ② 補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
 - ③ カード会員などの自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ カード会員などの麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
 - ⑤ カード会員などが法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ⑥ 妊娠、出産、産後または流産による入院
 - ⑦ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚症状のないもの(原因のいかんを問いません。)
 - ⑧ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ 前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ 第8号以外の放射線照射または放射能汚染

第10条(補償金の支払額)

当会社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条(キャンセル費用の範囲)に規定するキャンセル費用の額から、カード会員などの自己負担額(1,000円または当該キャンセル費用の額の10%に相当する額のいずれか高い額をいいます。第14条(他の保険契約などがある場合の補償金の支払額)第2項において同様とします。)を差し引いた額とします。

第11条(カード会員1名あたりの支払補償金および補償金支払回数の限度)

- (1) 当会社が支払うべき補償金の額は2013年3月1日以降1年間を通じ、50万円をもって限度とします。また、2014年3月1日以降も同様に、3月1日以降の1年間毎に50万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がカード会員など、カード会員などの配偶者またはカード会員などの子供の傷害による通院の場合、2013年3月1日以降1年間を通じ、15万円をもって限度とします。また、2014年3月1日以降も同様に、3月1日以降の1年間毎に15万円をもって限度とします。なお、キャンセル事由がカード会員などの社命出張の場合、2013年3月1日以降1年間を通じ、補償金支払回数は1回を限度とします。また、2014年3月1日以降も同様に、3月1日以降の1年間毎に1回をもって限度とします。

- (2) 前項の1年間の限度額は、キャンセル事由が発生した日を基準とします。

第12条(損害防止義務)

- (1) 第1条(当会社の支払責任)第1項のキャンセル事由が発生した場合には、カード会員などまたは補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除するなどキャンセル費用の発生を防止または軽減につとめなければなりません。
- (2) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当会社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

第13条(回収金額の控除)

カード会員などが負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金などの回収金があるときは、その額をカード会員などが負担した第1条(当会社の支払責任)に規定する損害の額から差し引くものとします。

第14条(他の保険契約などがある場合の補償金の支払額)

- (1) 第1条(当会社の支払責任)の損害に対して保険金などを支払うべき他の保険契約などがある場合において、それぞれの補償規定または保険契約などについて他の保険契約などがないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは当会社は、次の算式によって算出した額を補償金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出したこの補償規定の支払責任額}}{\text{他の補償規定または保険契約等がないものとして算出したそれぞれの補償規定または保険契約等の支払責任額の合計}} = \text{補償金の支払額}$$

- (2) 前項の損害の額は、それぞれの補償規定または保険契約などにカード会員などの自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第15条(当会社の指定医による診察などの要求)

- (1) 当会社は、第16条(事故などが発生した場合のカード会員などの義務)第1項第1号の規定による通知または第17条(補償金の請求)第1項の書類を受け取った場合において、必要と認めるときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師によるカード会員など、カード会員などの配偶者、カード会員などの1親等以内の親族またはカード会員などの子供の身体の診察を行うことを、カード会員などまたは補償金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)などの関係者に対して求めることができます。
- (2) 前項の規定による当会社の申出について、カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当会社は、補償金を支払いません。

第16条(事故などが発生した場合のカード会員などの義務)

- (1) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第2項において同様とします。)は、事故など(第1条(当会社の支払責任)の特定サービスの提供をうけられなくなった場合をいいます)が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 第1条(当会社の支払責任)第1項に規定するキャンセル費用の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 当会社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項に規定する義務に違反したときは、当会社は、補償金を支払いません。

第17条(補償金の請求)

- (1) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)が補償金の支払を受けようとするときは、補償金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

	第1条(当会社の支払責任)(1)に規定するキャンセル事由					
	①	②	③	④	⑤	⑥
当会社の定める事故状況報告書	○	○	○	○	○	○
サービスに係る契約者または契約の事実を証明する書類	○	○	○	○	○	○
カード会員等が負担したキャンセル費用の額を証明する書類	○	○	○	○	○	○
カード会員等との続柄を証明する戸籍簿本等の書類	○	○	○	○	○	○
カード会員等と同行を予定していたとわかる記名式旅券等の書類	○	○	○	○	○	○
死亡診断書または死体検案書	○					
入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書	○	○				
通院日、傷害の内容を証明する医師の診断書	○	○				
疾病が2007年3月1日以降に発病していることを証明する医師の診断書	○					
当会社がカード会員等の病状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるとについての同意書	○	○				
社命出張の事実を証明する書類			○			
建物または家財の損害の程度を証明する書類				○		
裁判所へ出頭したことを証明する書類					○	
渡航先を証明する書類						○
第1条(当社の支払責任)(1)⑥の事由が発生したことを証明する書類						○

- (2) 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- (3) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当会社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (4) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、補償金を支払いません。

リターン・プロテクション規定

1. 概要

アメリカン・エクスプレス(以下「当社」)のカード(以下「カード」)会員(以下「会員」)の方には、個人利用目的のためにカードを使って購入代金の全額を支払って購入した商品について、本規定に基づいてリターン・プロテクションのサービスが提供されます。このサービスに基づき、会員がカードで購入し、未使用かつ故障・損傷なく正常に機能する商品を購入店に返品しようとした際、購入店が返品を受け付けられない場合に限り、購入日から90日以内に会員が当社に連絡することにより商品を当社に返却できます。当社は、商品の購入金額、海外利用の場合はお支払いをいただいた日本円相当額をカード会員口座に払い戻します(現金での払い戻しはいたしません。)(1商品につき最高3万円相当額まで、1会員口座(追加カードも含む)につき年間最高15万円相当額まで)。

2. サービスを受けられる人

このサービスを受けられるのは、日本円で支払いをされる会員本人で、払い戻し申請時点において会員資格をお持ちの方です。また、払い戻し申請時に、会員の所有するカード会員口座の1つまたは複数の締切日に対する利用代金の支払いが遅延している場合、このサービスを受けることはできません。

3. 重要事項

- (1) このサービスは、会員が商品を購入店に返品できない場合に限り利用できます。
- (2) このサービスは、当該商品についての他の保険・保証などが適用されない場合に利用できます。小売店から購入した商品のうち、リターン・プロテクションで規定されている金額と同額またはそれ以上の金額が保証される返品規定が適用されるものについては、適用対象外となります。
- (3) 会員から当社に商品が返送された時点で、商品の所有権が当社に移転することを、会員は予め承諾するものとします。
- (4) このサービスおよびこれに基づく払い戻し請求は、カード会員規約に基づく会員のカード利用代金を決済する責任を免除するものではありません。

4. サービス対象期間

このサービスを受けるためには、会員が商品を購入店に返品しようとし、購入店が返品を受け付けられない場合に、購入日(通信販売の場合は、商品受領日)から起算し、90日以内に会員が当社に連絡し購入商品の返品の希望を申し出る事が必要です。

5. 払い戻しの限度

払い戻しは、1商品につき最高3万円相当額まで、1会員口座(追加カードも含む)につき年間(1月1日～12月31日申請日を基準)最高15万円相当額までとし、5千円未満相当額の購入金額の商品に対しては適用されません。

6. 対象商品

対象商品は未使用かつ良好な状態で、正常に機能する物に限ります。(故障・損傷など欠陥のある商品は対象となりません。)商品はプラチナ・カードで購入したもので、その購入代金の全額がカード会員口座に請求されている必要があります。

7. 適用対象外となるもの

- ・ 動物および生きている植物
- ・ 同じものが二つとない商品(骨董品、美術品、特注品、名入れした品および毛皮を含む)
- ・ 全額をカードで支払っていない商品
- ・ 閉店セールの商品
- ・ 消耗品および生鮮食料品
- ・ 貴金属および宝石
- ・ サービス(取付費用、保証料、送料、または会費など適用対象商品を補助するものを含む)
- ・ 希少硬貨
- ・ 使用済み、組立て済み、および修繕済みの商品
- ・ 携帯電話
- ・ 自動車、オートバイ、モーターボートなど、原動機で動く乗用具、その部品及び付属品(カーナビシステム、AV機器など)
- ・ 土地および建物
- ・ 有価証券(約束手形、切手、および旅行小切手など)
- ・ 現金、現金同等物、およびチケット類
- ・ オーディオ、ビジュアルおよびパソコンなどのソフトウェア、オンラインコンテンツ、書籍
- ・ ヘルスケア商品
- ・ 家、事務所、乗り物に恒久的に取り付ける商品(車庫閉閉装置、車の警報装置など)

8. 補償請求方法

払い戻し請求をするには、以下の手続きが必要です。

- (1) まず、申請用紙を請求して下さい。申請用紙の請求は、購入日から90日以内に、プラチナ・コンシエルジュ・デスク0120-376107(通話料無料/24時間・年中無休)までご連絡ください。折り返し申請用紙をお送りいたします。
- (2) 申請用紙に必要な事項をご記入のうえ、領収書、カードの売上票の控え、および当社が必要と認めた他の書類などを添付して30日以内にご返送ください。
- (3) 当社においてサービスの対象となるかどうかについて審査します。申請が承認されたら、30日以内に商品を当社の指定先ご返送ください。その際は、郵送/配送受領証などは大切に保管しておいてください。返送した商品が到着しなかった場合に、返送したことを証明するものとして必要になります。返品の配送手数料および返送料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。
- (4) 当社より会員のカード会員口座に第5条の払い戻し限度かつ購入金額を限度とする金額を戻します。お戻しした金額は、その範囲内で他のカード利用代金などと相殺されます。直接現金での払い戻しはいたしません。後日ご利用明細書に記載されますのでご確認ください。

9. その他

- (1) 当社は、このサービスを第三者を通じて会員に提供する場合があります。
- (2) 本規定に定めのない事態が生じた場合は、当社が信義に反せず誠実に取り扱いを決定します。
- (3) 当社は、相当の期間を定めて会員に事前に通知することにより、このサービスの提供を中止する場合があります。
- (4) 当社は、このサービスの内容および本規定を随時変更する事ができるものとします。

ショッピング・プロテクション補償規定

アメリカン・エクスプレス・プラチナ・カード会員であるあなた(以下「あなた」といいます。))には、アメリカン・エクスプレスのカード(以下「カード」といいます。))を使って購入した商品(以下「商品」といいます。))の偶然な事故による損害について、商品購入日から90日間補償する保険がつきます。ただし、補償額はカード会員1名につき年間最高500万円まで、またこの<ショッピング・プロテクション>全体で年間最高10億円が限度となっています。補償内容は損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「損保ジャパン日本興亜」といいます。))とアメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.(以下「アメリカン・エクスプレス」といいます。))が締結した保険契約によりですが、以下その主な内容をご案内します。

補償を受けられる人

この保険によって補償を受けられるのは、日本円で支払いをされるすべてのアメリカン・エクスプレスのカード会員の方がたです。また、あなたが商品を他の方にギフトとして贈られた場合も、この保険契約に基づく補償の対象となります。ただし、この特典により保険金を請求することができるのは、カード会員であるあなたに限られます。(ご注意)この保険は、商品についての他の保険(以下「他の保険」といいます。))でカバーされない部分を補償することを目的としています。商品に損害が発生したとき、請求が可能な他の保険がある場合は、まずそちらにご請求くださると同時に、アメリカン・エクスプレス保険ホットラインまでご通知ください。他の保険からの回収金額が損害額に満たない場合、この保険はその差額を保険契約の内容に基づき支払います。

特典の譲渡禁止

この保険によりあなたが受ける特典は、損保ジャパン日本興亜の書面による事前の承諾なしには他人に譲渡できません。損保ジャパン日本興亜の承諾なしに譲渡が行われた場合は、この保険によるすべての補償は無効となります。

補償期間

この保険は、あなたが商品をカードで購入された日からその日を含めて90日以内に生じた損害について有効です。また、この購入が上記の保険期間内になされたものであれば保険期間終了後であっても、購入日から90日間の損害については補償されます。なお、商品を発送などにより受領する場合は、受領した時から90日間の損害について補償されます。

補償の限度

損保ジャパン日本興亜が補償する金額は、あなたがカードで購入された商品の代金で、カード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額が限度となります。また、修理可能な損害については、商品の購入代金を限度として修理代金実費が補償額となります。あなたが商品の代金の一部のみをカードを使って支払われた場合は、損保ジャパン日本興亜の補償する金額は、その商品の代金に対するカードによる支払額の割合を乗じた金額となります。一対あるいは一組のものからなっている場合は、それらが単独では使用不可能あるいは交換不可能でない限り、損害部分の価値を超えては補償されません。ただし、いずれの補償でも1回の事故について1万円の免責が適用されます。

この保険による補償の対象とならない主な場合

- 次に掲げる損害は、補償の対象になりません。
 - 会員または保険金を受取る方の故意
 - 台風、豪雨などによる洪水などの水災、もしくは地震に起因する損害
 - 戦争、侵略行為、戦間行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違法行為に起因する損害
 - 通常の使用による損耗損傷、核燃料物質による汚染、商品のかし(いわゆる不良品)に起因する損害
 - 置き忘れ、紛失に起因する損害
- 次に掲げる物は、補償の対象になりません。
 - 現金、有価証券、預貯金証書、旅券、印紙、切手、乗車券などその他これらに類するもの
 - 動物および植物などの生物
 - 船舶^(注1)、航空機および自動車^(注2)ならびにこれらに装着されている状態の付属物
(注1)ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。
(注2)自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。
 - 被保険者の詐欺行為によって取得した商品

- 上記に加え次の場合も補償の対象になりません。
 - 商品の誤った使用によって生じた損害
 - 意図的に被保険者が虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合
 - 保険の対象の修理、加工後の損害など、修理・清掃などの作業中における過失による損害
 - 保険の対象の電氣的・機械的故障
 - 商品以外の費用(商品購入に付帯して生じた配送費など)

その他、補償内容の詳細についてはアメリカン・エクスプレス保険ホットライン【0120-234586<通話料無料>】までお問い合わせください。

損害発生の際の補償請求などについて

- 損害発生の日から遅滞なくアメリカン・エクスプレス保険ホットライン(0120-234586/通話料無料 <9:00~17:00/土日祝休> 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)に連絡をとり、手続きについてお問い合わせください。
- 損保ジャパン日本興亜より送付された「保険金請求書」に必要な事項をご記入のうえ署名して、売上票、領収書その他損害を立証するため必要な書類(羅災証明、盗難届出証明、修理見積書あるいは請求書など)を添えて損保ジャパン日本興亜宛に遅滞なくご提出いただくことが必要です。
- 損保ジャパン日本興亜は必要に応じて、損害を受けた商品を損保ジャパン日本興亜の指定する場所にお送りいただくよう依頼をすることがあります。お送りいただく際の送料は損保ジャパン日本興亜の負担とします。また、損保ジャパン日本興亜は現金による支払いをいたしますが、上記補償の限度額を超えて補償されることはありません。

代位

損害が第三者の行為によって生じた場合において損保ジャパン日本興亜がこの保険による補償を支払ったときは、損保ジャパン日本興亜は損害を受けた商品およびあなたが第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度として取得します。

損害防止義務

カード会員は、事故が生じたときの損害発生防止および軽減に努めなければなりません。

準拠法

この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行なわれたものであり、カード会員が損保ジャパン日本興亜に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令の適用があります。

この補償規定は重要ですから大切に保管してください。ただし、これは、保険証券ではありません。保険証券は、アメリカン・エクスプレスに保管されております。
*本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、動産総合保険普通保険約款および特約の規定に基づきます。

<事故のご連絡先>

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン
0120-234586(通話料無料/9:00~17:00/土日祝休)
(書類のご返送先/引受保険会社内)
〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2
中野セントラルパークサウス4階
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
本店企業保険金サービス部

本規定の内容は2017年1月現在となります。

ワランティー・プラス及びホームウェア・プロテクション保証規定

ブラチナ・カード会員の方には下記に掲げる保証サービスが提供されます。

この保証は、東京海上日動火災保険株式会社とアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・Inc. が締結した保険契約をもとに、1998年12月1日以降1年間(特別な通知がない限り以降自動継続)(以下「保険期間」といいます。)提供されます。

- ・ワランティー・プラスとは、ブラチナ・カード会員がブラチナ・カードにより購入された製品の保証期間を2年間延長(メーカー保証終了後2年間)し、故障の修理費用を保証するものです。故障とは取り扱い説明書及び本体貼付ラベルなどの注意に従った正常な使用状態で修理が必要となる場合を言います。
- ・ホームウェア・プロテクションとは、ブラチナ・カード会員が所有している製品に対し、火災、盗難、破損、水濡れなどの偶然な事故により生じた損害を保証するものです。

保証を受けられる人

この保証は、ブラチナ・カード会員の基本カード会員及び追加カード会員に対して提供されます。

保証期間

ワランティー・プラスの保証期間は、メーカー保証期間終了後2年間とします。また、購入が上記の保険期間内になされたものであれば保険期間終了後であってもメーカー保証期間終了後2年間とします。

ホームウェア・プロテクションの保証期間は、上記の保険期間と同一とし、この期間内に損害が生じた場合に保証します。

お支払いする保証限度額

毎年12月1日より起算した1年間、ワランティー・プラスとホームウェア・プロテクションの保証を合わせ50万円を年間の保証限度額とします。また、この限度額はブラチナ・カードの基本カード会員及び追加カード会員合算となります。

- ・保証額は購入された製品の代金、カード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額をもとに、購入日から起算した使用期間に応じて設定された保証限度額以内となります。

(保証限度額)

	ワランティー・プラス	ホームウェア・プロテクション
事故内容	故障	火災・盗難・破損・水濡れ
購入日から6ヶ月	(メーカー保証)	購入金額の100%
6ヶ月超から1年	(メーカー保証)	購入金額の90%
1年超から2年		購入金額の80%
2年超から3年		購入金額の70%
3年超から4年	保証なし	購入金額の60%
4年超	保証なし	購入金額の50%

(ご注意) 保証の対象となる修理費用もしくは損害額は、5,000円以上とします。

- ・修理費用とは部品代、工賃、出張費を言います。但し、出張費はメーカー保証規定で出張修理対象製品のみ保証します。
- ・本保証サービス以外の保証書または保険などがある場合は、その保証規定または保険などでの支払いを優先しそれらから支払われる金額を控除した残額をこの保証規定での損害額とみなします。

この保証の対象となる製品

- ・日本国内で有効なメーカー保証期間が1年間の家電製品、パソコン、ワープロ、時計、カメラ、電話機(SIMカードに割り当てられた電話番号を用いることで通話できる携帯式機器、PHSおよびポケットベルを除きます。)およびこれに類する電化製品
- ・日本国内で修理可能な製品

この保証の対象とならない場合

(1)次に掲げる製品は保証の対象になりません

- ・メーカー保証がない製品及びメーカー保証期間が1年間以外の製品(6ヶ月、3年間など)
- ・日本国内で修理不可能な製品
- ・中古品及び転売を目的として購入された製品
- ・プリンター、ソフトウェア、周辺装置、コード及びバッテリーなどの製品本体に付属して使用する製品
- ・ラジコン模型およびこれらの付属品
- ・宝石、貴金属、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラスなどの装身具類および衣服

- ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)
- ・航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカートなどの原動機付乗用具およびこれらの付属品(カーナビゲーションシステムおよびAV電子機器などを含みます。)

- ・土地、建物及び建物の一部を構成する物
- ・飲食物、動物および植物
- ・業務用機器

(2)次に掲げる故障・損害は保証の対象になりません

- ・メーカー保証の対象となる場合及びメーカー保証において明記されている保証範囲外の事由による保証対象製品の故障
- ・製品の自然消耗、摩擦、さび、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由による故障、損傷及び損害
- ・メーカーリコールまたはメーカーが取り替えを認めたとき
- ・本保証サービス以外の保証書または保険などによって、保証対象製品の修理対象となる故障、損傷及び損害
- ・地震、津波、噴火に起因する故障、損傷及び損害
- ・置き忘れ、紛失、遺失に起因する故障、損傷及び損害
- ・業務用途での使用の場合
- ・カード会員が引渡しを受ける前に当該保険の目的に生じた損害
- ・保険の目的の配送中に生じた損害

(3)上記に加え次の場合も保証の対象になりません

- ・製品の使用上の誤り及び不当な修理や改造により生じた故障、損傷及び損害
- ・修理費用(部品代、工賃、出張費)以外の費用、但し、出張費についてはメーカー保証において出張修理対象製品となっている場合のみ対象となります
- ・製品の故障及び事故に起因して生じた対人、対物被害及び製品の使用の阻害によって生じた損害
- ・故意、重過失に起因する故障、損傷及び損害
- ・詐欺、横領に起因する損害
- ・ブラチナ・カード会員の資格を失った場合

故障、事故発生の際の補償請求などについて

(1)故障・事故にあわれた時は遅滞なく引受保険会社までご連絡ください。折り返し「保険金請求書」をお送りいたします。

(2)「保険金請求書」に必要事項をご記入の上、署名して、請求内容に定められた必要書類、メーカー保証書、売上票、領収書、損害を立証するための必要な書類(罹災証明、盗難届出済証明書、修理見積書、あるいは請求書など)写真、その他関係書類(必要な場合、別途保険会社より指示させていただきます)を添えて故障・事故発生日から30日以内にご提出ください。

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

(事故のご連絡先) 0120-870720(通話料無料/9:15～17:00/土日祝休)、引受保険社内

(書類のご返送先) 〒100-8050 東京都千代田区丸ノ内1-2-1

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス部

アメリカン・エクスプレス・ワランティー・プラス

ホームウェア・プロテクション係

ゴルフ・スキー・テニス保険のお支払いに関して

ゴルフ保険

保険金の種類		保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害補償	死亡保険金		左記のけがにより、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合。	1,000万円	
	後遺障害保険金	日本国内外のゴルフ場敷地内で、ゴルフのプレーおよび練習、指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされた場合。	左記のけががもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。(保険金額の3%~100%)	最高1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるけが。 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるけが。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによるけが。 ●地震、噴火または津波によるけが。 ●脳疾患、疾病または心神喪失によるけが。 ●頭(けい)部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状。 など
	入院保険金		左記のけががもとで入院された場合。(事故の日からその日を含めて180日が限度)	日額1万5千円	
	通院保険金		左記のけががもとで通院された場合。(90日が限度。ただし事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いしません。)	日額1万円	
用品損害保険金	日本国内外のゴルフ場敷地内で、会員本人の所有するゴルフクラブが破損した場合またはゴルフ用品*が盗難にあった場合。(ただしゴルフボールのみの盗難は除く) *ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計されたものおよび被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。		10万円 (年間限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による損害。 ●自然消耗または性質による変質による損害。 ●地震、噴火、津波など天災による損害。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによる損害。 ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失。 など 	
ホールインワン・アルパトロス費用保険金	日本国内のゴルフ場でラウンド中に、ホールインワンまたはアルパトロスを達成された場合、保険金額を限度に以下の費用をお支払いします。 ●贈呈用記念品購入費用 ●祝賀会費用(3ヵ月以内に開催されたものに限り) ●記念植樹費用 ●キャディへの祝儀 ただし、以下の要件を満たす事が必要です。 □ 9ホールのパーの合計が35以上かつ9ホール以上のゴルフ場であること。 □ 他の競技者1名以上と同伴で正式にラウンドしている間に達成されたこと。 (注)1.同伴競技者・ゴルフ場責任者の証明の他、第三者の証明(同じゴルフコンペ競技者・付き添い者を除く)またはコース内設置のビデオ装置の映像による立証が得られる場合には、セルフプレー中の場合も補償されます。 2.保険金が支払われた場合においても保険金額は減額されません。	支払限度30万円	<ul style="list-style-type: none"> ●ゴルフ場の経営者または使用者がそのゴルフ場で達成した場合。 ●ゴルフの競技またはその指導を職業としている者が達成した場合。 など 		
第三者賠償保険金	日本国内外でゴルフのプレーおよび練習、指導中に、あやまって他人にけがをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合。	支払限度50万円	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意により生じた損害。 ●他人から預かったり管理・使用している他人の財物に生じた損害。 ●自動車(ゴルフカートを除く)の使用・所有・管理に起因する賠償責任。 ●同居の親族に対する賠償責任。 など 		

本規定の内容は2017年1月現在となります。 L1611091

補償を受けられる方

アメリカン・エクスプレス・プラチナ・カード会員となります。

<ゴルフ・スキー・テニス保険 事故の連絡先>

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン

0120-234586(通話料無料/9:00~17:00/土日祝休)

(引受保険会社)

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

Chubb 損害保険株式会社

※遅滞なくご通知ください。

※本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は賠償責任保険(個人用)普通保険約款および各特別約款、特約の規定に基づきます。

テニス保険

日本国内のテニス施設において、事故によって被った傷害または（テニス施設とは、テニスコート、練習場、更衣室などそれらの付属

損害に対して、以下の保険金をお支払いいたします。施設をいいます。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害補償	死亡保険金	左記のけがにより、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合。	250万円	
	後遺障害保険金	テニスの練習、競技、または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされた場合。	最高250万円	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるけが。 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるけが。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによるけが。
	入院保険金	左記のけががもとで入院された場合。（事故の日からその日を含めて180日が限度）	日額 3,750円	●地震、噴火または津波など天災によるけが。 ●脳疾患、疾病または心神喪失によるけが。
	通院保険金	左記のけががもとで通院された場合。（90日が限度。ただし事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いしません。）	日額 2,500円	●頸（けい）部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状。 など
用品損害保険金	会員本人の所有するテニスラケットが破損した場合（ガットのみの損害は除く）、またはテニス用品*が盗難にあった場合。（テニスボールのみの盗難は除く） *テニス用品とは、テニスラケット、テニスボール、その他のテニス用に設計されたものおよび被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。	10万円 （年間限度額）	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による損害。 ●自然消耗または性質による変質による損害。 ●地震、噴火、津波など天災による損害。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによる損害。 など	
第三者賠償保険金	テニスの練習、競技または指導中に、あやまって他人にけがをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合。	支払限度50万円	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意により生じた損害。 ●他人から預かったり管理・使用している他人の財物に生じた損害。 ●同居の親族に対する賠償責任。 など	

スキー保険

日本国内におけるスキーの目的をもって住居を出発したときから、

帰着するまでの行程中に生じた事故について以下の保険金をお支払いいたします。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害補償	死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるけががもとで事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合。	500万円	
	後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるけががもとで事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。（保険金額の3%～100%）	最高500万円	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるけが。 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるけが。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによるけが。
	入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるけががもとで入院された場合。（事故の日からその日を含めて180日が限度）	日額 5,000円	●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるけが。 ●脳疾患、疾病または心神喪失によるけが。
	通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるけががもとで通院された場合。（90日が限度。ただし事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いしません。）	日額 2,500円	●頸（けい）部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状。 ●無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転を含む）のけが。 など
用品損害保険金	会員本人の所有するスキー板が破損した場合、またはスキー用品*が盗難にあった場合。（ストックの盗難については、スキー板と同時に生じた場合に限りです） *スキー用品とは、スキーの板（ビンディングなど付属品を含む）、ストック、スキー用に設計されたその他のものおよび被服類をいいます。	10万円 （年間限度額）	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による損害。 ●自然消耗または性質による変質による損害。 ●地震、噴火または津波による損害。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによる損害。 など	
第三者賠償保険金	スキーの目的をもって住居を出発した時から帰着するまでの行程中に、あやまって他人にけがをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合。	支払限度50万円	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意により生じた損害。 ●他人から預かったり管理・使用している他人の財物に生じた損害。 ●航空機・船舶・車両または銃器の使用・所有・管理に起因する賠償責任。 ●同居の親族に対する賠償責任。 など	

個人賠償責任保険規定

補償対象

プラチナ・カード会員様ならびに下記に掲げる被保険者の方が居住している住宅の所有・使用・管理および日常生活における行為によって生じた法律上の賠償責任を対象とするものです。

被保険者の範囲

プラチナ・カード会員様、配偶者様、およびそれらと生計を共にする同居のご親族、それらと生計を共にする別居の未婚のお子様が被保険者となります。

保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内・国外において次の事故によって、他人の身体を傷つけたり、財物を破損し、法律上の賠償責任を負ったとき、保険金をお支払いします。

- (1) 被保険者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する事故(ただし、家主に対する賠償責任は補償されません)
 - (例)● 屋根瓦が落ち通行人に当たってケガをさせた。
 - へいに釘が出ていて、よその人の洋服を引き裂いた。
- (2) 日常生活に起因する事故
 - (例)● お子様のキャッチボールでよその家の車や窓ガラスを壊した。
 - 不注意で洗濯機や風呂の水をあふれさせ、階下の戸室の天井や壁を汚損した。
 - 買物をしていて、誤って店の商品を壊した。
 - 飼犬が通行人に噛みついてケガをさせた。
 - 自転車で買物に行く途中、よその人に衝突しケガをさせた。

お支払いする保険金の額

1回の事故につき支払限度1億円

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 被保険者の故意により生じた損害。
- (2) 地震、噴火、津波、洪水、戦争、内乱、暴動、核燃料物質などにより生じた損害。
- (3) 職務の遂行に起因する事故、または職務用の動産・不動産の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任。
- (4) 同居の親族に対する損害賠償責任。
- (5) 被保険者の業務に従事中の使用人に対する損害賠償責任。
- (6) 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。
- (7) 自動車、航空機、船舶、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任。

※本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、賠償責任保険(個人用)普通保険約款および個人特別約款、特約の規定に基づきます。

事故にあわれたら

遅滞なく下記連絡先までご連絡ください。

<事故のご連絡先>

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン
0120-234586(通話料無料/9:00~17:00/土日祝休)

(引受保険会社)

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山
Chubb 損害保険株式会社

本規定の内容は2017年1月現在となります。

プラチナ・カード・アシスト規定(よくお読みいただき、ご利用いただく際のために大切に保管してください。)

サービスの名称

この規定の下で提供されるサービスは、アメリカン・エクスプレス「プラチナ・カード・アシスト」または単に「プラチナ・カード・アシスト」と称します。

サービスのご利用資格

プラチナ・カード・アシストは、日本在住の日本円で支払いをされるプラチナ・カードの基本カード会員および追加カード会員(以下「カード会員」といいます。)に対して自動的に無料で提供されます。このサービスを利用するには、カード会員のプラチナ・カードが有効であることが前提となります。なお以下のサービスのうちプラチナ・カード独自のサービスは以下のお忘れ物探索サービス、海外商品探索サービス、ファイン・ダイニングです。

サービスの概略

プラチナ・カード・アシストでは、次のサービスが提供されます。

- A. 海外緊急支援サービス
- B. お忘れ物探索サービス
- C. 海外商品探索・購入サービス/パーソナル・インポート・サービス
- D. ファイン・ダイニング
- E. 海外情報サービス
- F. その他

プラチナ・カード・アシストは、カード会員なら24時間・年中無休でツール・フリーもしくはコレクト・コールで日本および世界のほとんどの国において日本語でご利用になれるものです。ご連絡は日本のアメリカン・エクスプレス「プラチナ・コンシェルジュ・デスク」(以下「プラチナ・コンシェルジュ・デスク」といいます。))はもちろん、海外旅行中には最寄りプラチナ・カード・アシストにいただくこともできます。なお、このサービスはご利用になる地域や内容により、アメリカン・エクスプレス経由で、あるいは直接アメリカン・エクスプレスを代行する日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(以下EJA)といえます。)が提供します。

海外緊急支援サービスについては、カード会員および同行されるご家族(配偶者、お子様など生計を共にする親族、[生計を共にするとは健康保険証を共有しているか、税法上扶養関係にあること。以下「有資格者」といいます。])の90日以内の海外旅行中のみご利用いただけるものです。なお、海外緊急支援サービスは、全世界においてアメリカン・エクスプレスに代わりEJAが提供します。これらのサービスの詳細は次のとおりです。

A. 海外緊急支援サービス—日本国外への90日以内のご旅行の際に提供

プラチナ・カード・アシストの海外緊急支援サービスで負担する費用(以下 I、Ⅲ、Ⅶ4.)は、プラチナ・カードに自動付帯される旅行傷害保険で支払われる保険金の範囲内で補償されます。

I. 病気やケガの場合—医師や医療チームの派遣サービス

緊急の際の、医師あるいは医療施設のご紹介(ご旅行期間に関係なく提供)に加えて、病気やケガがひどく、医師または医療施設まで行けない場合は、プラチナ・カード・アシストはその場所まで医師や医療チーム、または救急車を派遣します。医師などの派遣費用はプラチナ・カード・アシストが負担し、その後の費用はカード会員ご自身の負担となります。さらに、その後も日本語によるお手伝いをします。また必要な場合は日本のご家族へもご連絡します。

II. 転院、帰国が必要な場合—輸送サービス

プラチナ・カード・アシストの指定医と実際に治療にあたっている医師とが協議の上で医療上の観点から転院または日本の医療施設への移動が望ましいと判断された場合は、転院や帰国のための手続等をし、航空券を無料で提供します。*

*上記の転院・移動等の判断は、指定医と担当医の話し合いによります。ただし、プラチナ・カード・アシストの承認なしに実施された転院、帰国などに関しては、アメリカン・エクスプレスおよびEJAは一切責任を負いません。

Ⅲ. 治療が適切かどうか—医療モニター・サービス

プラチナ・カード・アシストの指定医によって必要と判断された場合には、治療状況を退院までモニターします。このサービスには次のことが含まれています。

1. まず実際に治療にあたっている医師と指定医が、初診の所見からその後の治療方法まで協議します。
2. 治療期間中、指定医は通常少なくとも1日おきに連絡をとり、実際に治療にあたっている医師または医療施設から回復状況の報告を受けて、そのときカード会員または有資格者が受けている治療が適切かつ必要なのであるかどうかを判断します。

IV.入院費等にお困りの場合—資金援助

緊急の際にカード会員および有資格者の方が経済的に困らないよう、次のサービスを提供します。

- このサービスをご利用になっているカード会員または有資格者が保険に入っている旨連絡があった場合、または現地の医師や医療施設が金銭上の理由で治療を拒否したり、医療施設から退院させないといった事態が起こった場合、プラチナ・カード・アシストは、その医師や医療施設に対して、保険会社へ請求書を送るよう交渉します。そのように取り計らってくれない場合には、その場で支払う代わりにカード会員または有資格者に対して請求書を送るよう依頼します。
- 現地の医師または医療施設が、事前の支払いまたは保証金の支払いがない場合にはカード会員または有資格者に対する必要な治療を拒否するといった事態には、カード会員の承認を得たうえで、5,000米ドルまでお立て替えして支払いをします。もしカード会員または有資格者が意識を失っており、プラチナ・カード・アシストが必要と判断した場合には、カード会員に代わって現地の医師または医療施設に支払います。

V. 法律上のトラブルに巻き込まれた場合—弁護士等をご紹介

緊急時の弁護士のご紹介(ご旅行期間に関係なく提供)に加えて、カード会員または有資格者が法律上のトラブルに巻き込まれ緊急に法律上の手助けを必要としている場合には、プラチナ・カード・アシストでは次のような支援活動を行います。

- もしカード会員または有資格者が拘留された場合、プラチナ・カード・アシストは最高1,000米ドルを限度として保釈金を支払います。これらの費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。このサービスをご利用いただけるのは交通事故が行政手続の違反等により拘留された場合に限られます。
- 弁護士費用として1件につき1,000米ドルを限度としてお立て替えします。この費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。

VI. ご遺体をお知らせになりたい場合—ご家族へご連絡

入院から48時間以内、あるいはカード会員と初めて電話連絡がとれた時点で、プラチナ・カード・アシストでは、ご家族、近親者、ビジネス関係者への連絡をご希望になるかどうかをお尋ねし、ご希望の場合は最善を尽くしてご連絡をします。ただし、カード会員に代わってお伝えした情報によって万一損失が生じた場合にも、アメリカン・エキスプレスおよびプラチナ・カード・アシストでは通常責任を負いません。

VII. カード会員または有資格者が亡くなった場合—ご遺体を日本へ

万一、カード会員または有資格者がお亡くなりになられたときには、ご遺体を日本へ移送するための手続をとり、棺(700米ドル以内)その他ご遺体の移動に必要な物およびお住まいまでの輸送費を負担します。ただし、葬儀および埋葬費用は負担しません。

VIII. 証明書類の紛失時の再発行へのお手伝い

パスポート、ビザ、その他カード会員または有資格者の身元を証明する書類等を紛失または盗難に遭われた場合には、全力を尽くして最も早く再交付等が受けられるよう手続をお取りします(ご旅行期間に関係なく提供)。

IX. 病院の予約および入院の手配サービス

医師あるいは医療施設が予約を受け付ける場合、予約の手配を行います。また、緊急を要する場合などには、入院の手配をいたします。

B. お忘れ物探索サービス—海外旅行中のお忘れ物を探し、

そのお忘れ物がご希望の住所あるいはご滞在先に届くまでの手配。

- ご旅行中あるいはお帰りになられた際、お忘れ物に気が付いた時点でご連絡ください。その際、お忘れになったであろう場所や状況の情報などをできるだけ詳しく説明していただきます。
- 探索中の途中経過報告は随時ご連絡します。お忘れ物が見つかり次第、ご確認をいただきます。
- 探索にかかる諸費用、配送料、保険、通関等の見積りを提示し、お忘れ物のお届け方法の確認を取ります。サービスは必ず見積額の承認をいただいた後に提供されます。これらの費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただけます。このサービスは海外旅行中のお忘れ物の場合のみご利用いただけます。

C. 海外商品探索・購入サービス/パーソナル・インポート・サービス

—海外でしか入手できない商品をカード会員に代わり探索、発注または購入し、その商品が会員の手元に届くまでのお手伝い。

このサービスは、次の方法で行われます。

- 海外旅行中に見かけた商品や買いたがった商品、日本では未発売の商品等を当サービスの対象とさせていただきます。
- 対象となる商品を販売しているショップの住所、店名、商品名、等できるだけ詳しく説明していただきます。
- 探索中の途中経過報告は随時ご連絡します。
- 商品そのものの代金、購入手配にかかる諸費用、購入代行手数料、配送料、保険等にかかる諸費用はあらかじめ提供される見積りに含まれます。ただし、さらに追加で特別な調査の必要が生じた場合には、改めて見積りを提示し、カード会員の承認を得た後、探索を継続します。
- カード会員から見積り額と商品のご確認をいただいた後に商品購入・発送が行われます。
- 当サービスの決済はサービスをご利用になる会員のプラチナ・カードに限ります。商品が高額な場合は、購入の際アメリカン・エキスプレスの承認が必要となる場合があります。このサービスで発生した費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。
- 当サービスは個人的に消費するための商品のみを対象とし、転売、換金または商用目的の商品購入に使用することはできません。
- 課税品の場合、輸入税(関税、消費税、酒税など)、通関手数料が別途かかります。カード会員が商品をお受け取りの際、直接配達員にお支払いいただきます。
- 法規理に反しない商品に限ります。オーダーメイド商品、骨董品、コレクター商品、薬品、賞味期限のある食品および動植物などはお断りする場合があります。
- 商品により購入の際に数量を制限させていただく場合があります。

D. ファイン・ダイニング—北米・カナダならびにヨーロッパ地域の

一流レストランのプラチナ・カード会員専用席の提供のご案内

ファイン・ダイニングに参加している各レストランにおいて毎晩1テーブル(4名様)を確保しています。また、昼も営業しているレストランは、昼のテーブルも確保しています。受付は、先着順となりますので、あらかじめご予約ください。万一満席の場合は、他の同等レベルのレストランをご案内します。予約は各レストランの利用日の午前10時(現地時間)まで受け付けます。キャンセルの条件は各レストランにより異なりますので、予約時にご案内します。なお、カード会員のご都合により、取消受付日(時間)後のお取消しまたは無連絡キャンセルの場合は、1回のキャンセルにつき60米ドルを後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。

E. 海外情報サービス—ご旅行期間に関係なく年中無休で提供

カード会員および有資格者がいつでもご利用になれる情報サービス

- 紛失・盗難などによるカードの再発行手続き。
- 急病やケガ、法律上のトラブルなど緊急の場合、できるだけ日本語のわかる医師、病院、歯科医、弁護士などの紹介。
- パスポート、ビザ、予防接種等についての情報。
- 最寄りの日本大使館、領事館の所在地、電話番号、開閉時間。
- アメリカン・エキスプレスのトラベル・サービス・オフィスの案内。
- レストラン、ゴルフ・コース、その他のサービス施設についての情報とご予約。
- フライトの手配。フライトの予約、予約の再確認、予約取消し、航空券の発行、ルート変更およびローカル・ツアーの手配などのお手伝い。
- ホテル等の予約、予約の確認、変更、取消し等。
- レンタカー、リムジンカーの予約、取消しおよびローカル・ツアーの予約、取消し等。
- メッセージの伝達・保管サービス(サービスには一定の制限があります)。
- 電話による簡単な通訳サービス。(ビジネスの場合を除きます。)
- 天気予報。
- チケット(オペラ、ミュージカル等)の予約・手配。
- その他カードに関するお問い合わせ。

F. その他のサービス

プラチナ・カード・アシストは、カード会員および有資格者のご要望に応じ上記以外のサービスも提供できるようできる限り努力します。

ただし、この規定に明記されていないサービスに関しては、ご要望にそえない場合があります。

また、この規定に明記されていないサービスに要する費用は原則としてカード会員のご負担となります。

サービスご利用の場合の条件と制限事項

- プラチナ・コンシェルジュ・デスクおよびプラチナ・カード・アシストへコレクト・コール(またはトルフリー)される際にはプラチナ・カードの会員番号が必要となりますので前もってご用意ください。また、ご連絡のための電話番号、正確な住所も必要となります。
- トルフリーダイヤル、コレクトコールご利用時のホテルでの電話回線料や携帯電話等のローミング料金は、会員さまのご負担となりますので、ご了承ください。
- このサービスは、一定の国においてはご利用できないこともあり、また天災、戦争、社会不安、労働争議、資材・サービスの入手困難、その他の不可抗力により提供できない場合があります。詳細についてはプラチナ・コンシェルジュ・デスク0120-376107(通話料無料/24時間・年中無休)、海外からは81-3-3220-6666(オペレーターにコレクト・コールをお申し込みください/24時間・年中無休)へお問い合わせください。
- アメリカン・エクスプレスは、プラチナ・カード・アシストあるいは医療、歯科医療、法律上、その他のサービスの提供者の行為について責任を負いません。
- この規定に費用の負担が不要であることが明記されているサービスを除き、プラチナ・カード・アシストのご利用に際して要する費用はカード会員のご負担となります。
- メッセージの伝達・保管は、緊急の場合または何等かの理由で電話連絡が取れない場合等に限定させていただきます。また業務上のご連絡にはご利用いただけません。
- 本規定が定めるサービスをご利用いただくにあたり、不正や偽造による行為がなされた場合には、本規定上のサービスは提供されません。
- 次のような場合は、この規定に基づくプラチナ・カード・アシストのサービスは提供できません。

a) 病気やケガに見舞われてから、180日以上を経過した場合には、日本への帰国サービスは提供しません。

b) 病気やケガの状態が次のいずれかにあてはまる場合。

1. ご旅行にご出発以前に発生した病気。

2. 妊娠、出産、流産およびこれにもとづく病気。

ただし、これらの場合でも、カード会員のご希望に応じて実費によるサービスを提供させていただくことがあります。なお、プラチナ・カード・アシストは独自の判断によりお断りすることもあります。

<2013年1月現在>

アメリカ合衆国(Hawaii, Guam, Saipan, Alaskaを含む)、カナダ
USA (Incl. Hawaii, Guam, Saipan, Alaska), Canada

☎1-800-374-2775 ☎1-804-673-1553

中央アメリカ、南アメリカ、カリブ諸島
Central and South America and the Caribbean

☎1-804-673-1553

ヨーロッパ、旧ソ連邦、アフリカ、中近東
Europe, CIS, Africa and the Middle East

☎44-208-567-5735

イギリス/United Kingdom ☎0800-169-1092

イタリア/ Italy ☎800-781-292

フランス/ France ☎0800-90-25-35

アジア、オセアニア
Asia and Oceania

☎65-6535-5234

韓国/South Korea ☎00798-651-7030

香港/Hong Kong ☎800-90-8725

台湾/Taiwan ☎00801-65-1167

シンガポール/Singapore ☎1800-535-5234

タイ/Thailand ☎001-800-65-6305

オーストラリア/ Australia ☎1800-553-153

ニュージーランド/New Zealand ☎0800-44-9346

☎ トール・フリー/Toll-Free ☎ コレクト・コール/Collect Call